

災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とWOTA株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における水循環システムを含む生活用水資機材（以下「生活用水資機材」という。）の広域的な相互支援に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に避難所等における衛生環境および生活用水の確保を図るため、都道府県間での生活用水資機材の相互支援を行う体制を構築することを目的とする。

2 乙は、この目的の達成に向けて、災害時の生活用水資機材の広域互助プラットフォーム「JWAD（Japan Water Association for Disaster）」を組織・運営する。JWADは、被災した都道府県（以下「受援団体」という。）からの支援要請の受付、生活用水資機材を提供する被災していない都道府県（以下「応援団体」という。）との調整、生活用水資機材の割り振りに加え、平時における事前配備の調整・推進を行い、相互支援体制の実効性を高める役割を担う。

（広域互助プラットフォームの構築）

第2条 乙は、JWADの事務局（以下「JWAD事務局」という。）を務め、生活用水資機材の相互支援に関する調整や情報共有を行う。

2 乙は、JWAD事務局の業務の一部を、第三者に再委託することができる。この場合、乙は当該委託先に対し、乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 甲は、連絡調整のための担当窓口を定め、氏名、所属、連絡先等の情報をJWAD事務局に共有する。

（災害時の対応）

第3条 甲は必要と判断した場合にJWAD事務局に対して生活用水資機材の提供を要請できる。

2 JWAD事務局は要請に基づき、応援団体との調整を行い、応援団体とその管内の市区町村が保有する生活用水資機材の提供可否や数量等を確認する。

3 JWAD事務局は派遣先・派遣元の組み合わせを決定し、応援団体に正式な提供要請を行う。必要に応じて、派遣先が未定でも生活用水資機材の事前集約を行う場合がある。

4 甲が受援団体となる場合、甲は使用後に生活用水資機材を撤去し、応援団体に返却する。ただし、応援団体と受援団体の間の協議により別途の対応で合意した場合はこの限りでない。

5 甲はJWAD事務局から応援要請を受けた場合は、生活用水資機材を受援団体に提供する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

6 本協定を締結していない都道府県が受援団体として生活用水資機材の要請を行った場合、JWAD事務局は本協定で甲が受援する場合と同様の義務を受援団体に負わせるよう努める。

(費用負担)

第4条 支援に要する費用（生活用水資機材の輸送・設置・運用・撤去・修繕等）については、原則として受援団体が負担するものとする。ただし、状況に応じて、甲および乙を含む関係者間で協議の上、費用分担の方法を定めることができる。

(災害時の情報共有)

第5条 災害時においては、以下の情報等を関係者間で迅速かつ正確に共有するものとする。

- (1) 被災状況（断水状況、断水解消見込みなど）
- (2) 避難所等のニーズ（避難所開設数、避難者数、断水状況など）
- (3) 必要な生活用水資機材の数量、設置希望場所
- (4) 生活用水資機材の提供可能数、輸送予定
- (5) 設置・運用・撤去のスケジュール、進捗状況

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、いずれかの当事者から申出のない場合は、本協定は同一条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項または運用上の疑義が生じた場合は、甲、乙および関係者間で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月15日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都中央区日本橋馬喰町1-13-13
WOTA株式会社
代表取締役 前 田 瑤 介